

# 出張報告書

令和 7年 12月 8日

市議会議長 烏野 隆生 様

会 派 名 日本共産党

代表者氏名 中井 良介

下記のとおり報告します。

## 記

- 1 目 的 自治体問題研究社  
第79回市町村議会議員研修会ZOOM開催
- 2 出張先 会派控室
- 3 出張期間 令和 7年 11月26日13:30～16:00  
11月28日13:30～15:30
- 4 出張者氏名 岸田 厚
- 5 てん末報告 別紙

「学校給食の無償化」と「コメ問題・農業政策」の対応を学ぶ

日時 2025年11月26日(水) 13:30~16:00

## 講義1

### 学校給食の「無償化」にどう対応するか

#### — 「安心安全な給食」を地産地消とオーガニックから考える —

講師：朝岡 幸彦

白梅学園大学特任教授・東京農工大学名誉教授

#### 『講義』

2026年4月から学校給食の無償化が全国一律で実施される方針です。

改めて学校給食「無償化」の理念と政策、仕組みを踏まえ「給食はどうあるべきか」それぞれの自治体では「無償化」にどう備えるかを考える。

学校給食「無償化」にならんで、地元食材の導入・有機農業の取組みと有機農産物の学校給食への提供、それを支援する自治体の体制や予算の工夫について松川町から学ぶ。

#### 「考察」

学校給食はどのように定義されているか。

学校給食法〔目標〕第2条で①適切な栄養の摂取による健康の保持増進、②食事の正しい理解と望ましい食習慣を養う、③学校生活を豊かにする、④食生活が自然の恩恵の上に成り立つことへの理解、⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることへの理解、⑥伝統的な食文化の理解、⑦食料の生産、流通及び消費の理解、の7項目であるとされています。そして、〔定義〕第3条「義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう」と定義されている。

学校給食が来年度から無償になる方針が発表されたが、どのような金額が想定されているのか不明。

一律平均金額で補助された場合、現行の岸和田市の給食費との差額を誰が払うのか、物価高騰で、食材費が目上がりしている中、市で持つのか保護者負担にするのか、自治体の裁量が問われている。今回小学校だけなので、中学校をどのようにするのか早期の判断も求められる。

また、学校給食の無償化で給食費の未納の問題が表面上解決されたように見えるが、今まで支払い困難な家庭の状況が推測されたが、「こどもの貧困」のシグナルであった未納問題が無償化により見えづらくなり、貧困問題についての対応も考えなければならない。

そもそも、教育は無償の原則に立てば、国が負担すべきである。

## 特別報告

### 学校給食へ地元食材・有機農産物提供の取り組み―長野県松川町―

報告者：宮島 公香

松川町役場産業観光課農業振興係長

松川町は長野県南部の下伊那郡の最北、伊那谷のほぼ中央に位置し、総面積 72.72 km<sup>2</sup>。町の中央を天竜川が北から南へながれる。川の東側に工業団地と水田地帯が、傾斜地では水稲、畜産、小梅の栽培などが行われている。西側は梨、りんごなどの果樹栽培が盛ん。

### 松川町で有機給食が始まった経緯

◎遊休農地対策として

- ・新規就農者の受入れ支援～果樹研修制度～
- ・新規法人参入の支援 9件の農地所有適格法人の内、6件が果樹栽培を中心に
- ・労働力の補完 シルバー人材センター、ワーキングホリデー
- ・農地の集積・集約化
- ・農地の斡旋、マッチングによる流動化を防ぎ、農地相談員の設置、情報収集及び売買、賃貸借の支援などを行った。

令和元年（2019）の取組

1人1坪農園の推進

- ・農地を持たない人へのふれあいガーデン
- ・ケーブルテレビによる野菜づくり指南番組
- ・「健康でおいしい野菜をつくる」講演会の開催

## 令和2年（2020）の取組

2019年の事業に加えて、松川町環境保全型農業の推進

- ・各種講演会「土壌微生物による 物質循環での土づくりを」
- ・「菌ちゃん野菜の作り方」
- ・野菜、お米の有機栽培研修会の実施
- ・学校給食への食材提供 が始まる

## 松川町の地産地消の実態 ～栄養士の悩み～

果樹園と水田が中心の町

野菜の栽培は少なく、学校給食には「米」100%松川町産を提供しているものの野菜の地場産率は20%未満。このような実態の中、「地産地消率」をどのように目標値に近づけられるか・・・

令和元年9月に生産者、学校栄養士、産業観光課で打ち合わせの実施  
環境にやさしい農産物の提供について、相談&マッチング

- ・産業観光課 遊休農地を活用し、農産物を提供したい
- ・生産者 学校で希望する、全量出荷は難しい
- ・栄養士 1日分の使用量が確保できれば給食での利用は可能

## 学校給食に有機給食の取り組みを始める際に…打合せ内容

1. 食材の必要量の確認 (栄養士の先生に食材の発注表1年分を提出いただく)
2. 生産希望者との打ち合わせ (必要数を伝える、販売金額の提示)
3. 教育委員会・学校への説明 (環境にやさしい栽培方法で生産された食材の提供、金についての協力)
4. 食材搬入についての打ち合わせ (搬入業者、搬入の方法等協議)  
町内直売所・長野県学校給食会・町内業者
5. 提供する食材5品目・目標提供数を決定 現提供数の1/2を目標とする  
現提供数 にんじん 3.2t・じゃがいも 2.5 t・玉ねぎ 4.5 t・長ネギ 1 t・お米 13 t
6. 取り組みを行ってくれる生産者を募集・・・5組の皆さんが手を挙げてくれました

この様な有機給食に向けた綿密な準備が必要になるが、安心安全な給食、地産地消の取り組みとしては本市も検討すべきである。

日時 2025年11月28日(金) 13:30~15:30

## 講義2

### コメ問題・農業政策と地域の未来

#### —持続可能な農村社会をめざして—

講師：榎平 龍宏

大月市立大月短期大学教授

#### 『講義』

いま、日本の農業は米価の高騰や輸入依存など多くの課題に直面しています。

農業と地域社会の関りをわかりやすく解説、海外の取組(CSA=地域支援型農業やグリーンツーリズム

EUの農業制度など)も紹介しつつ、「自治体における農業政策のあり方や地域農業・地域社会の未来を一緒に考える。

#### 「考察」

#### 1. 農業の社会的位置づけ

農業は単なる産業ではなく

- 食料供給の基盤
- 国土・環境の保全(多面的機能の発揮)
- 地域コミュニティの維持(協働の場の創出)

農業=暮らしを支える地域のインフラ

#### 2. 農業の特殊性

- 自然依存性:気候・天候の影響大(猛暑と水不足が「令和米騒動」の直接的引き金)
- 経営不安定性ゆえの過小投資:急な増産対応が困難
- 公共財的機能:第3者への良い影響(環境保全・災害防止・水源涵養・景観など)の反面、その価値は農産物価格に反映していない(市場の失敗)
- 市場メカニズムとの不整合:価格変化による需給調整が困難(需給の価格弾力性が小さい)
- 家族経営性:地域社会の安定基盤(互酬性)、経営継続問題

## 現状（深刻化）

高齢化：基幹農業従事者の平均年齢 68 歳 ・耕作放棄地:約 42 万 ha

気候変動：収量の不安定、災害リスク増

所得低迷：供給コスト上昇（円安）需要減少（人口減少・コメ消費減）担い手不足

## 3. 「令和の米騒動」とコメ政策の制度的背景

### （1）生産・作付け動向

●コメの消費量：1962 年の 118 kg/人→現在 50 kg 台へと半減

●国全体も主食毎需要が毎年 10 万トンずつ減少

●主食用米作付面積：2005 年 165 万 ha→2020 年代半ば 125 万 ha 前後

（▲約 40 万 ha・24%減）

2023 年産：水稲 153 万 ha／主食用 124 万 ha

2024 年産：水稲 151 万 ha／主食用 126 万 ha

### （2）価格・消費動向

●米価（相対取引価格）：過去 10 年 = 12,000～16,000 円/60 kg

●2024～25 年：24,000～26,000 円→2025 年 9 月：36,895 円/60 kg（前年比 +63%）

●現在の米価が「コスト上昇分 + 持続可能な農業所得」を反映しているか？

→「一物多価」の時代では誰も分からない・・・価格形成は市場に任せるべき

●価格の急激な変化こそが問題

・生産者：経営の不安定性・生産計画が立たず投資に二の足を踏む、暴落すれば  
ブランド価値の毀損に

・消費者：不安からの買い占め or コメ離れ

### （3）政策（減反・直接支払制度の動向）

●2018 年：減反政策廃止→公的な需給調整が終了

●農業者戸別所得補償制度（民主党政権下 2010—13 年）10 a = 15,000 円

●経営所得安定対策（自民党政権復帰後 2013 年～）10 a = 7,500 円

→2018 年産以降、主食用米は対象外

➤交付対象は認定農業者と集落営農

#### ①ナラシ対策（収入減少影響緩和交付金）

→対象：畑作物（麦・大豆・そば・甜菜・馬鈴薯等）→主食用米は対象外

●なぜ「主食用米は対象外」なのか（コメ政策「後退」の意図）

・減反廃止による「市場化」を阻害しないため

・減少する需要に見合った生産量に自然収束させるため

・水田をコメ偏重ではなく多用途利用装置（麦・大豆・飼料用米）へ誘導したい

- 「主食用米が制度の対象外」による令和米騒動の影響
  - ・価格下落時の補填なし→生産量の減少ではなく「離農」
  - 価格高騰時の生産増加に限界→消費者価格が高騰
  - ・生産量・在庫減や需要量・輸出量と重なるとさらに価格が急騰（令和の米騒動）

\*制度的な「米価高騰」に対処する政策的仕組みが存在しない現状

→緊急時（災害・食料不足）のための備蓄米の放出をせざるをえない

→本来の趣旨から逸脱/価格下落の‘決定打’にはなりにくい

（合計 90 万 t = 約 16,7 万 ha・・・水稻作付面積（約 135 万 ha）の約 12%に匹敵

### （3）輸出動向

- 輸出量が増加：2017 年 17,381 t →2024 年 46,000 t（約 2,6 倍）
- 2025 年 1～7 月：26,306 t（前年比 + 12%）
- コメ + コメ加工品；41,176 t / 386 億円
- 和食レストラン用高負荷価値米需要の輸出偏重が国内需要を圧迫

### （4）備蓄米・在庫

- 1995～政府備蓄米制度：適正水準 100 万 t 程度  
（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」）
- 2025 年 3 月 96 万 t 保有
- 米騒動対応：第 1 弾として 21 万 t 放出
- 2025 年秋：政府備蓄在庫約 30 万 t（年初比▲60 万 t 規模）
- 民間在庫：2022 年 218 万 t →2023 年 197 万 t（▲21 万 t）  
2025 年 6 月：民間在庫約 155 万 t まで低下

### （5）令和の米騒動の要因

- 食用米生産の政策的縮小・生産基盤の弱体化
- 猛暑による高温障害：収量低下、品質低下  
→集荷量確保のため高値での買い占め→JA の仮渡金
- 輸出増：インバウンド需要（外食産業）増による在庫逼迫
- 政府備蓄米の「機能・量・流通方法」が不十分
- 結果：相対価格 25,000 円→36,000 円代への異常高騰
- 一時的な生産者の収益改善の可能性はあるが、高齢化・担い手不足で「恩恵を享受できない農家」も多い
- 長期的には「構造的問題の解決」が不可欠

#### 4. 経営安定化を図る海外での事例

##### ●CSA（地域支援型農業）

- アメリカ、ドイツが先進的
- 消費者が会員制で農家を支援し、安定収入を確保
- 日本でも多く「産消提携」の事例が展開

##### ●グリーンツーリズム（EU特にイタリア等）

- 農家民泊や体験観光を通じ、農家所得の多角化と値域ブランド化推進

##### ●地域ブランド認証：GI（地理的表示）や地域団体登録商標

- EU、タイ、インド、中国など
- EUではGI品の平均プレミアムは非GI品の約2倍（欧州委員会報告）
- テロワール（地域の独自性）形成による地域アイデンティティの強化  
→「制度・行政主導」から「住民主導」への展開が鍵

#### 5. 求められる日本型直接所得補償政策の確立

##### 比較

##### ●EUのCAP（共通農業政策）

- ・「価格形成」と「経営体の所得確保」を切り離す（デカップリング）
- ・個々の農場への面積に比例した直接支払い中心
- ・環境配慮型農業が条件

##### ●日本の直接支払制度

- ①中山間地域等直接支払：傾斜地・条件不利地の維持活動
- ②多面的機能支払：農地・農業水利施設の協働管理
- ③水田農業直接支払：旧ナラシ対策・ゲタ対策、麦、大豆・飼料への転換促進  
日本は個々の経営体ではなく集落・協定主体に

#### 日本の農業政策に求められる政策とは

##### ◎「農地資源の保全」と「食料供給力の維持」、「担い手の確保」を同時に実現する 農政の「国家レベル×地域レベル」の二層構造の確率

##### (A) 国家レベルの責務：生産量の保証・戦略作付・備蓄

##### 1. 必要量ベースの「国家食料安全保障計画」

→数値として国が明確に定める必要がある。

##### 2. 国家が「作付面積の確保」に対して直接支払う

→国家として「作付面積の維持」を目的とした支払制度をもつべき。

コメ・麦・大豆などは特に国家補助金＝食料安全保障コストとして正当化される。

### 3. 備蓄政策の抜本的な再構築

価格調整ではなく安全保障としての備蓄であり、「国家が戦略的に買い上げる」必要性

#### (B) 地域レベルの責務：農地・担い手・水利・面的保全

##### 1. 農地利用計画（ゾーニング）で生産基盤を守る

地域は、核となる水田を残す中山間地域を維持する

担い手が耕作するブロック（面的団地）を確保するという機能を担う

##### 2. 担い手の確保・農地集約を地域で担う

〈農地中間管理機構＋地域農地協議会〉を軸に、地域計画に基づき

\* 高齢農家からの農地受け皿 \* 新規就農者の受け皿 \* 企業参入の調整を地域で

##### 3. 地域への“農地保全・多面的機能”支払

地域での努力に対して国が面的保全単位でお金を出す

#### ◎地方自治体レベル（政策の方向性）

①やる気ある担い手への農地集積率アップ⇒新規就農者支援・担い手育成が急務

（移住や企業参入も視野に）

②地域内需要の掘り起こし⇒学校給食や地産地消

③地域ブランド化⇒6次産業化・農商工連携を地域ぐるみで（認証制度の条件）

④農福連携（障がい者・高齢者の就労参加）

⑤有機農業推進・環境保全

⑥地域防災とインフラ維持へ農業を位置づけ直す